議発第６号議案

豊川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

豊川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１２月１８日提出

提出者　豊川市議会議会運営委員長　太　田　直　人

豊川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

豊川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成１３年豊川市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊川市議会政務活動費の交付に関する条例

第１条中「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第２条中「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第３条第１項中「政務調査費（以下「政務調査費」を「政務活動費（以下「政務活動費」に改め、同条第２項から第４項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第４条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第５条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第５条　政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

第６条中「会派は、政務調査費」を「政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費」に改める。

第７条第１項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第２項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第５条」を「別表」に、「使途基準に定める科目」を「区分」に改め、同条第３項中「政務調査費」を「政務活動費」に

改める。

第８条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第９条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第５条関係）

| 区　　分 | 範　　囲 |
|---|---|
| 研究研修費 | 会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体等の開催する研究会若しくは研修会（政党が主催するものを除く。）に参加するために要する経費（議長に対してその活動内容を報告したものに要する経費に限る。） |
| 調査旅費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査を行うために要する経費（議長に対してその活動内容を報告したものに要する経費に限る。） |
| 資料作成費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 |
| 資料購入費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な資料の購入に関する経費 |
| 広報費 | 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報するために必要な広報誌又は報告書の印刷費等 |
| 事務費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な郵便料等の通信費、文具類、用紙類、各種消耗機材等を購入するための消耗品費並びにコンピューター及び周辺機器等の賃借料 |

附　則

１　この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成２４年法律第７２号）の施行の日から施行する。

２　この条例による改正後の豊川市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊川市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

---

理　由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。